

申10号

第3回交渉・その2

働きがいのある鉄道車両製造事業の実現を求める申し入れ

第18項 本施策における出向先会社の年間休日を112日とすること。また、一日当たりの労働時間は7時間30分とすること

- 会社
- 仕事をしやすい環境を整えていく。
 - 働く日数や1日あたりの労働時間は同じ方がよいという考え方で各社と議論している。

一日も早くグループ会社に本体の基本的な考えを伝え、環境や労働条件を決めることを要請!

第19項 本施策における出向先会社に、保存休暇制度を導入すること。

- 会社
- E-TECには保存休暇制度はない。本体で取得した保存休暇はなくなることはない。今後、新設するかはE-TECの判断になる。
 - J-TRECには保存休暇制度はあるが、本体とは使用条件が違う。現在の保存休暇を使用可能とするかはJ-TRECの判断による。
 - J-TREC、E-TEC共に半休制度はある。半日単位での付与になるなど、本体と運用が違う。

第20項 経営の第4の柱を担うために出向する社員対し、出向指定第13条(21)の別表に定める出向先に、株式会社総合車両制作所および、日本トランスポート株式会社を加えること。

組合 技術力の面で特殊性を持った施策だ。施策によって全員が出向となる。モチベーションを高め体制を整えることは重要だ。JR新津車両製作所の強い思いだ。

- 会社
- 仕事に対する評価は基本給や諸手当などで支給している。
 - 今日現在の考え方は示した通りである。あらためて、強い要求があるということは受け止める。

組合員の強い思いを会社は受け止めるべきだ!! 継続議論!!

第21項 働きがいのある環境と安全を維持するため、被服の貸与枚数および、保護具については、現行通り支給すること。

- 会社
- 制服等の貸与枚数は、それぞれのグループ会社が判断することになる。
 - J-TRECは、今年の9月に新しい制服となり、定期的に決められた枚数を貸与している。E-TECは、定期貸与ではなく、破損等があれば、その都度対応している。
 - 必要な防寒具の貸与もおこなうと聞いている。暖房設備等は、事業移管に合わせて設備等の財産も移管するので、現在と変わることはない。
 - 事業移管時の制服貸与数は、J-TREC、E-TEC共に厚く貸与する考えを持っている。
 - 必要な保護具は準備する。安全レベルを下げることはない。それぞれの交換基準に沿っていく。

安全で働きがいのある職場をつくるために、要求実現に向けて交渉を継続します!!